

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項の表中

商工振興課

工業開発係・監理係・通商係

を

商工振興課

工業開発係・監理係・通商係

石油対策室

に改める。

第十一条商工振興課の項の次に石油対策室の項として次のように加える。

石油対策室

石油製品の需給対策に関すること。

第四十七條の二の表中

鳥取県立西伯特別養護老人ホーム

西伯郡西伯

町

を

鳥取県立西伯特別養護老人ホーム

西伯郡西伯町

鳥取県立東部特別養護老人ホーム

鳥取市

に改める。

第一百五十六條の二の表中

鳥取県営万能町駐車場

米子市

を

鳥取県営万能町駐車場

米子市

に改める。

鳥取県営皆生温泉中央駐車場

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年十二月十六日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「商工振興課 商振」を

「商工振興課 商振

に改める。

石油対策室 石

に改める。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

「土地対策室長」を「土地対策
石油対策

室長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年十二月十六日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】